

流域治水プロジェクト 最終とりまとめ案

令和 3 年 1 1 月

京都府建設交通部



～多様な水音を奏でるまちの流域治水の推進～

○気候変動の影響による災害の頻発化・激甚化に対応するため、平成16年台風23号と同規模の洪水を安全に流下させることを目標に河川整備を実施した
 大手川水系では、さらに以下の事前防災対策の取り組みを実施していくことで、流域における浸水被害の軽減を図る。



対策内容

■ 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・河川等整備
- ・河川等の維持管理
- ・下水道、排水機場などの排水施設の整備・維持
- ・土砂災害を防止する施設の整備・維持
- ・流域の雨水貯留機能の向上・保全

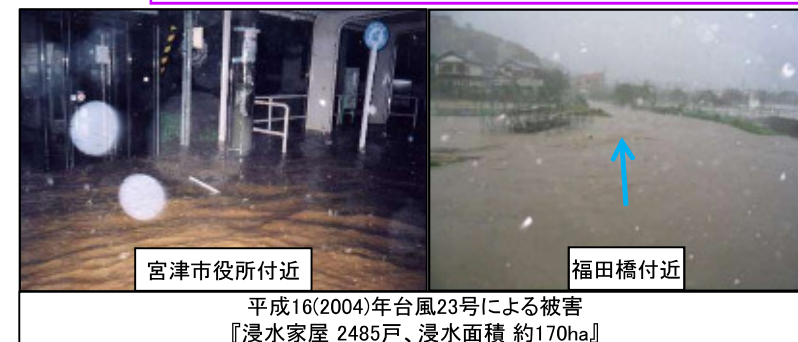
■被害対象を減少させるための対策

※対策が実施され次第、掲載を予定

■被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・水害リスク情報空白地帯の解消
- ・住民の水害リスクに対する理解促進の取組
- ・土砂災害警戒区域等の指定
- ・土地等の購入に当たっての水害リスク情報の提供
- ・避難行動に資する情報発信等の高度化及び防災情報の充実
- ・確実な避難行動の実施
- ・排水ポンプ車出動要請の連絡体制の整備、排水計画に基づく排水訓練の実施
- ・水防工法等の訓練や土のう等の備蓄資材確保など、水防活動の支援
- ・地割混乱地域の解消

※災害からの安全な京都づくり条例に基づき、府、市等
が一体となって防災対策を推進



※本図は全対策の内、代表的な対策を記載している。
※具体的な対策内容については今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

- 大手川水系では、上下流・本支川の流域全体を俯瞰し、府、市が一体となって、以下のとおり「流域治水」を推進し、流域全体の安全度の向上・保全等を図る。
- 【短期】 維持掘削により、河川の断面を維持するとともに、支川の河川整備等を実施する。
- 【中長期】 流域全体の安全度を維持するとともに、「地区防災計画の作成推進」や「水防工法等の訓練や土のう等の備蓄資材確保など、水防活動の支援」等のソフト対策を実施する。

区分	主な対策内容	実施主体	工程 ( 対策実施中  対策完成)	
			短期 (令和4年度～令和8年度)	中長期 (令和9年度～令和33年度)
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	河川等整備	京都府、宮津市		
	河川等の維持管理	京都府、宮津市		
	下水道、排水機場などの排水施設の整備・維持	宮津市		
	土砂災害を防止する施設の整備・維持	京都府		
	流域の雨水貯留機能の向上・保全	京都府、宮津市		
被害対象を減少させるための対策	—	—		
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	水災害リスク情報空白地帯の解消	京都府、宮津市		
	住民の水害リスクに対する理解促進の取組	京都府、宮津市		
	土砂災害警戒区域等の指定	京都府		
	土地等の購入に当たっての水害リスク情報の提供	宮津市		
	避難行動に資する情報発信等の高度化及び防災情報の充実	京都府、宮津市		
	確実な避難行動の実施	宮津市		
	排水ポンプ車出動要請の連絡体制の整備、排水計画に基づく排水訓練の実施	京都府		
	水防工法等の訓練や土のう等の備蓄資材確保など、水防活動の支援	宮津市		
	地図混乱地域の解消	宮津市		

滝馬川河川整備事業完成

桃ヶ谷川砂防事業完成

地区防災計画の作成推進

気候変動を踏まえた更なる対策を推進

※スケジュールは今後の事業進捗の状況によって変更となる場合がある。

大手川水系流域治水プロジェクト

【参考資料】（案）

- 宮津市では、大手川流域の滝馬地区において、頻発する滝馬川の浸水被害の軽減を図り、地域住民が安全・安心に生活ができるよう、災害に強い河川の整備を進めることとしています。

【河川整備事業】 ○滝馬川河川整備事業 L=477m 主な工種:護岸工事 整備年度 R2～R5(予定)



通常時



H30.7月豪雨



H30.7月豪雨

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策事例＜治山事業＞

京都府 丹後広域振興局 農林商工部

- 治山事業は森林の維持造成を通じて府民の生命・財産を保全するとともに、水源のかん養、生活環境の保全・形成等図る重要な事業です。京都府では、流木対策のための治山施設の設置、森林整備のほか人家や公共施設等に隣接した森林における風倒木等の危険木の伐採など、森林の持つ防災機能をはじめとした、多面的機能の向上を推進しています。

治山事業（国庫事業）

荒廃した溪流や山腹に対する復旧や未然防止対策
（管内24箇所を実施（当該流域で実施なし））

荒廃した溪流の復旧（実施前）



荒廃した溪流の復旧（実施後）



保安林危険木重点事業（京都府単独事業）

山地災害危険地区で危険度の高い箇所の流木対策
（管内19箇所を実施（当該流域で1箇所実施））

流木の撤去及び固定工（実施前）



流木の撤去及び固定工（実施後）



未来へつなぐ安心・安全の森づくり事業 （京都府森林環境税事業）

地域住民による危険木の撤去等を支援
（管内でのべ5自治区で実施（当該流域で実施なし））

危険木の撤去（実施前）



危険木の撤去（実施後）



氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策事例＜森林整備事業による間伐等の実施＞

京都府 丹後広域振興局 農林商工部

- 近年、豪雨災害により府内各地で山地災害が多発する中、森林の防災・減災機能の発揮に対する期待がより一層高まっています。
- 森林整備事業は、整備の遅れた森林等において、間伐を始めとする森林整備を行うことにより、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等の森林の有する多面的機能の維持・増進に資する事業です。

※国事業名：森林環境保全整備事業（農林水産省林野庁所管）

【取組内容】間伐等の森林整備

【場 所】宮津市滝馬



整備前後の森林の状況（イメージ）

【整備前】



間伐等の整備が遅れた森林では、下層植生が著しく乏しく、豪雨時には雨水による浸食により、土砂等が流出しやすくなります。

【整備後】



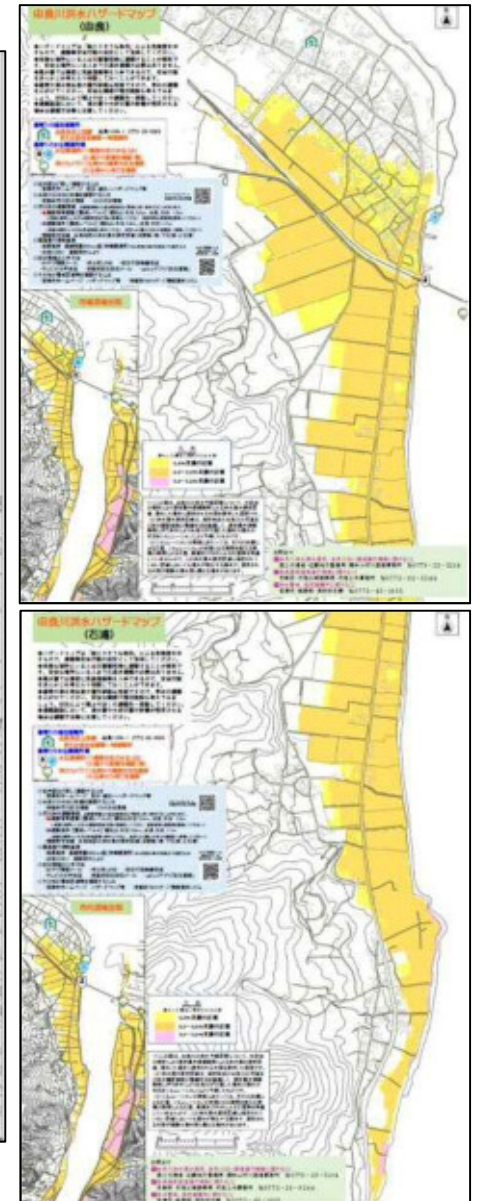
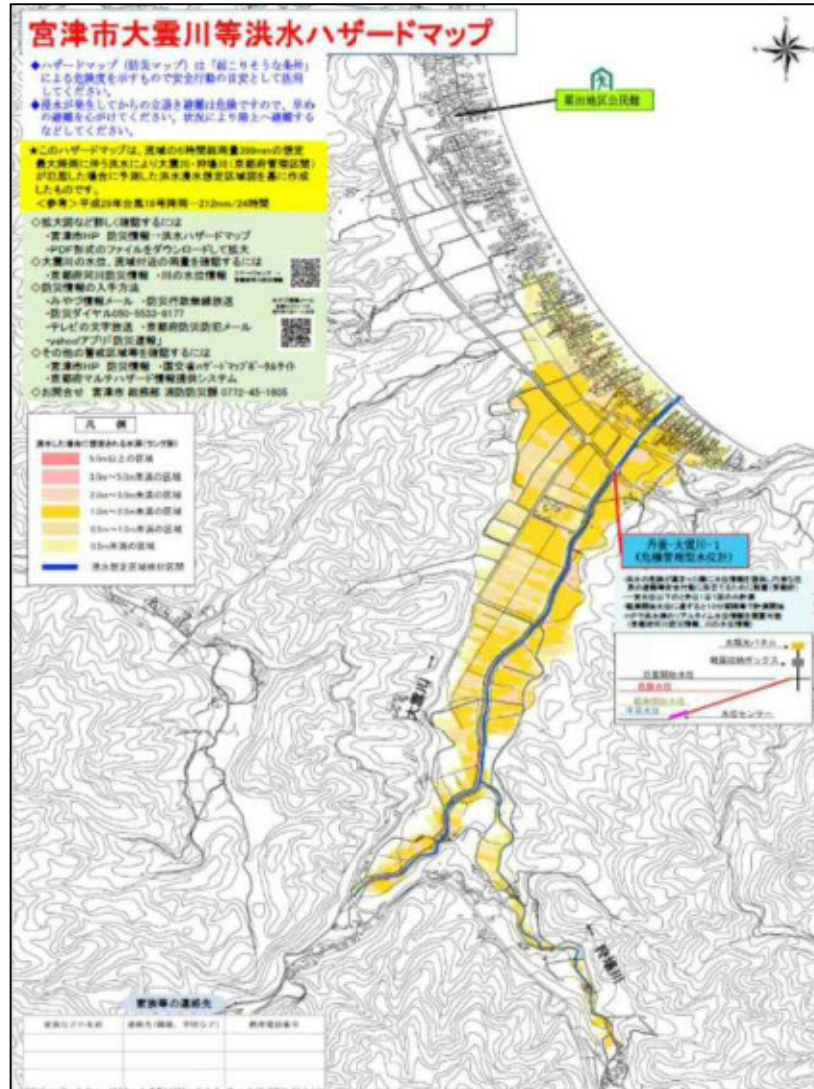
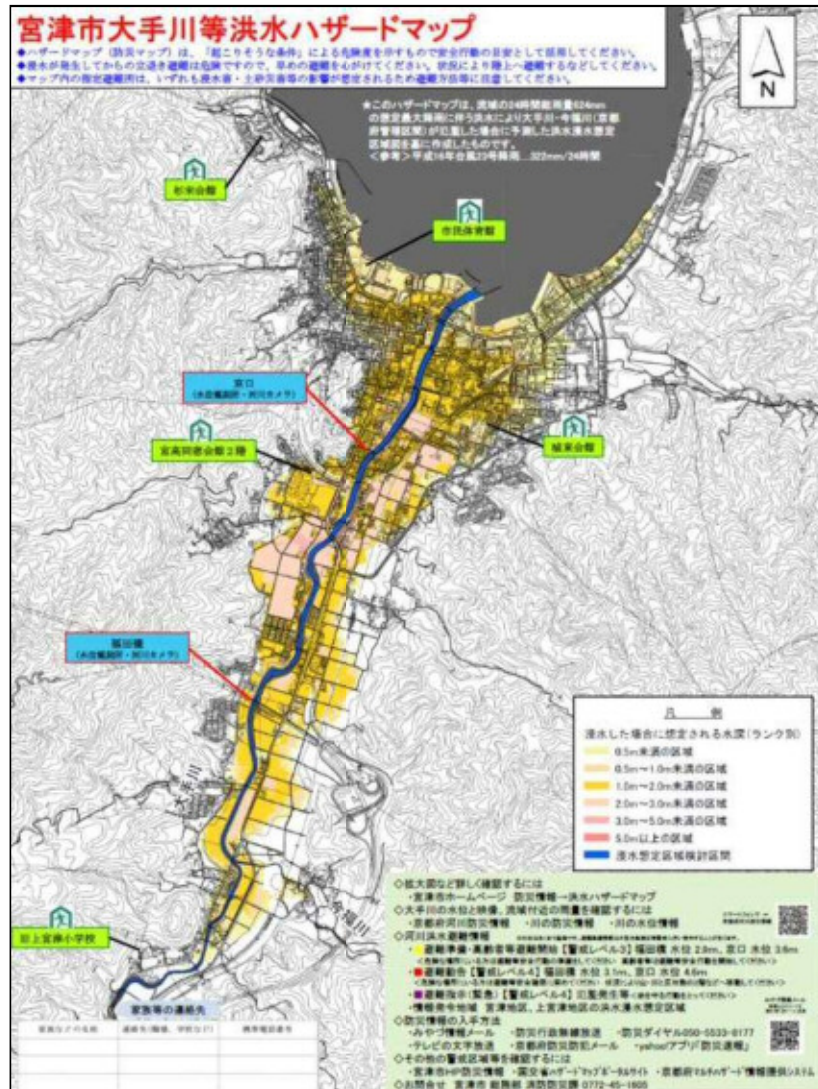
整備が適正に実施された森林では、下層植生が繁茂し、土砂等の流出が少なくなります。

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策事例＜洪水ハザードマップの作成・配布＞

宮津市

概要

ゲリラ豪雨や台風等による大規模洪水の発生に備え、市民に早めの避難行動を促すため、洪水ハザードマップを作成し、流域世帯へ配布(R元～R3)。
津波(新規)、土砂災害(更新)のハザードマップも配布した(R3)。

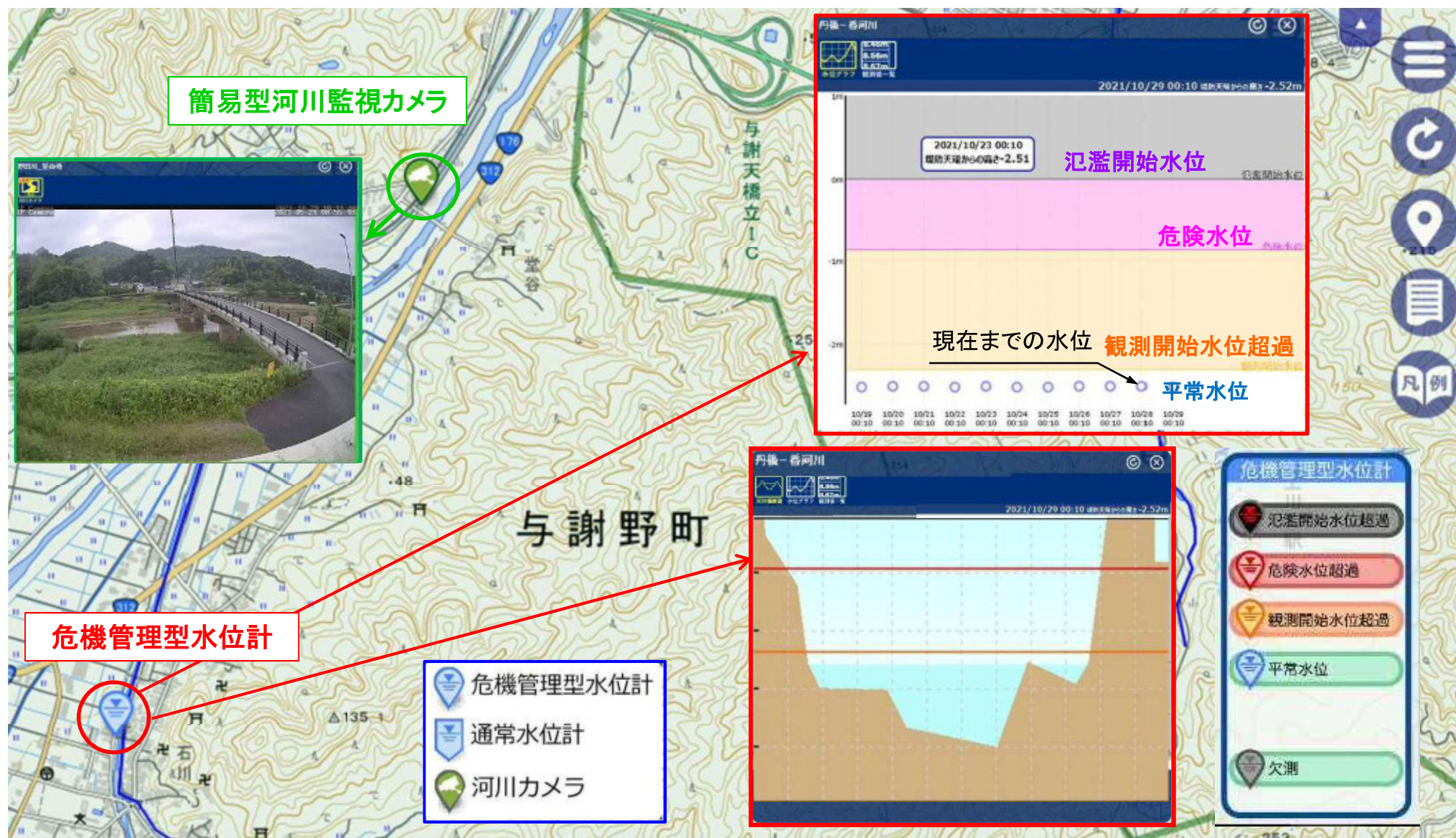


※新たに小規模10河川について洪水ハザードマップをR3、R4で配布予定としている

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策事例＜水位計・河川監視カメラ等の設置・情報提供＞

京都府 建設交通部

- 府管理河川において、洪水時の水位観測に特化した危機管理型水位計を126箇所を設置し、また、機能を限定した低コストな簡易型河川監視カメラを58箇所を設置し、府のホームページで住民への情報提供を行っています。

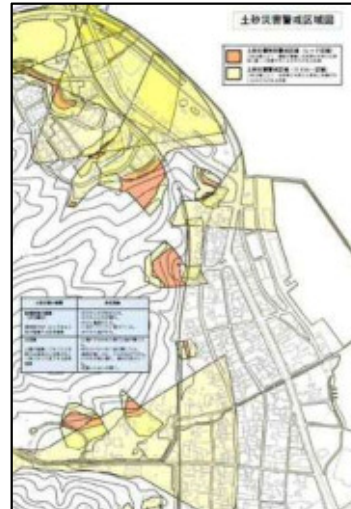


被害の軽減、早期復旧・復興のための対策事例＜地区防災計画の作成・推進＞

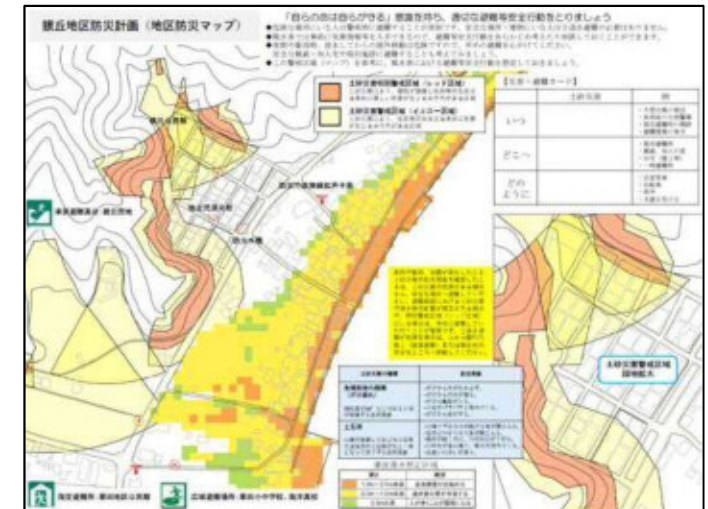
宮津市

概要 地域住民が、地元の災害リスクについて話し合い、防災意識を高め、早期の避難行動が図れるよう、住民自らが災害避難計画を策定する「地区防災計画作成」を推進(R元～)。
作成自治会数: H26⇒6、R元⇒4、R2⇒5、R3⇒2 (R3.10月現在)

警戒体制＋マップの冊子型



地区防災マップのポスター型



被害の軽減、早期復旧・復興のための対策事例＜避難確保計画の作成促進＞

宮津市

概要 洪水浸水想定区域内等の要配慮者利用施設の管理者等による避難確保計画作成を促進(R2～)
災害警戒時に施設利用者・職員等の速やかな安全確保ができるよう必要な事項を定めるもの

警戒区域内にある13の入所型福祉施設はR2R3ですべて作成

避難確保計画 作成数	～R元	R2	R3	計
	3	13	12	28

	区分	洪水	土砂	津波	実計	作成
作成 対象 施設	福祉	10	15	4	25	21
	学校	5	5	2	11	7
	医療	1		1	1	0
	計	16	20	7	37	28

※土砂＋洪水など警戒区域が重複する施設あり

作成依頼を継続

要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆さまへ

避難確保計画の作成・避難訓練の実施について

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。
※土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

ポイント！
浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務となっています。※市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。

【浸水想定区域】

※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。

【土砂災害警戒区域】

※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県が指定します。

要配慮者利用施設 とは…
社会福祉施設、学校、医療施設
その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えは

- （社会福祉施設）
 - 老人福祉施設
 - 児童福祉施設
 - 障害者福祉施設
 - 児童養育施設
 - 児童発達支援センター
 - 福祉センター
 - 保護施設
- （学校）
 - 幼稚園
 - 小学校
 - 中学校
 - 高等学校
 - 職業学校
 - 専門学校
 - 大学
- （医療施設）
 - 病院
 - 診療所
 - 介護施設
 - 母子生活支援施設
 - 母子生活支援センター

※ 施設利用者の対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

1 避難確保計画の作成

※「避難確保計画の作成の手引き」を国土交通省水管理・国土保全局のホームページに掲載していますので、計画作成の参考としてください。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画です。
 - ＞防災体制
 - ＞避難誘導
 - ＞施設の整備
 - ＞防災教育及び訓練の実施
 - ＞自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
 - ＞そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、施設管理者等の皆さまが主体的に作成いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを共用スペースの掲示板などに掲載しておくことも有効です。

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策事例＜排水ポンプ車＞

京都府 建設交通部

○河川の氾濫や内水などによる浸水被害発生時、現地において迅速かつ的確に排水作業を行い、浸水被害の軽減や地域における早期の復旧活動を支援

○常設の排水施設がない河川等で機動的に湛水を排除

※排水ポンプ車4台(排水能力30m³/min)で、主に府内一円に出動

※国、市所有の排水ポンプ車と連携

【対策内容】

- ・排水ポンプ車導入の検討
- ・出動要請の連絡体制の整備
- ・排水計画の策定、計画に基づく排水訓練の実施



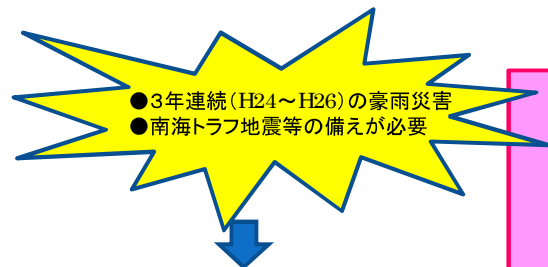
R3年6月 綾部市と合同訓練を実施



近畿地方整備局の排水ポンプ車稼働状況
(H30年7月豪雨・福知山市荒河排水機場)



災害からの安全な京都づくり条例の体系図



これまでの制度や施策を超えた対策が必要

方向性

ハード・ソフト両面から府民の総力を挙げた取組

- ・ハード・ソフト両面から徹底した基盤整備を実施
- ・府及び府民等が協働して防災対策を推進

補完・具体化

- 災害に備える事前対策を規定
- 各防災対策ごとに、府の施策及び府民等の取組を明確化して規定

法的根拠

京都府地域防災計画

府その他防災関係機関が行う具体的施策を規定



災害からの安全な京都づくり条例



大規模な災害が想定される地域について

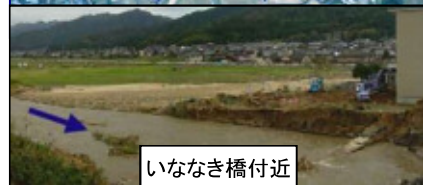
⑥特定地域防災協議会

- 【国、府、市町村等で構成】
- 府が、市町村の申出により、設置可能
- 災害種別に応じた事業計画を作成

⑦指定施設の指定等

- 府は、事業計画を踏まえ、施設所有者の同意を得て特定防災対策を実施する施設を指定
- 府は、指定施設について認証
- 施設所有者は必要な措置を実施 ■

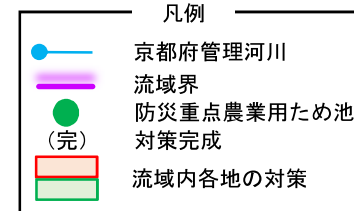
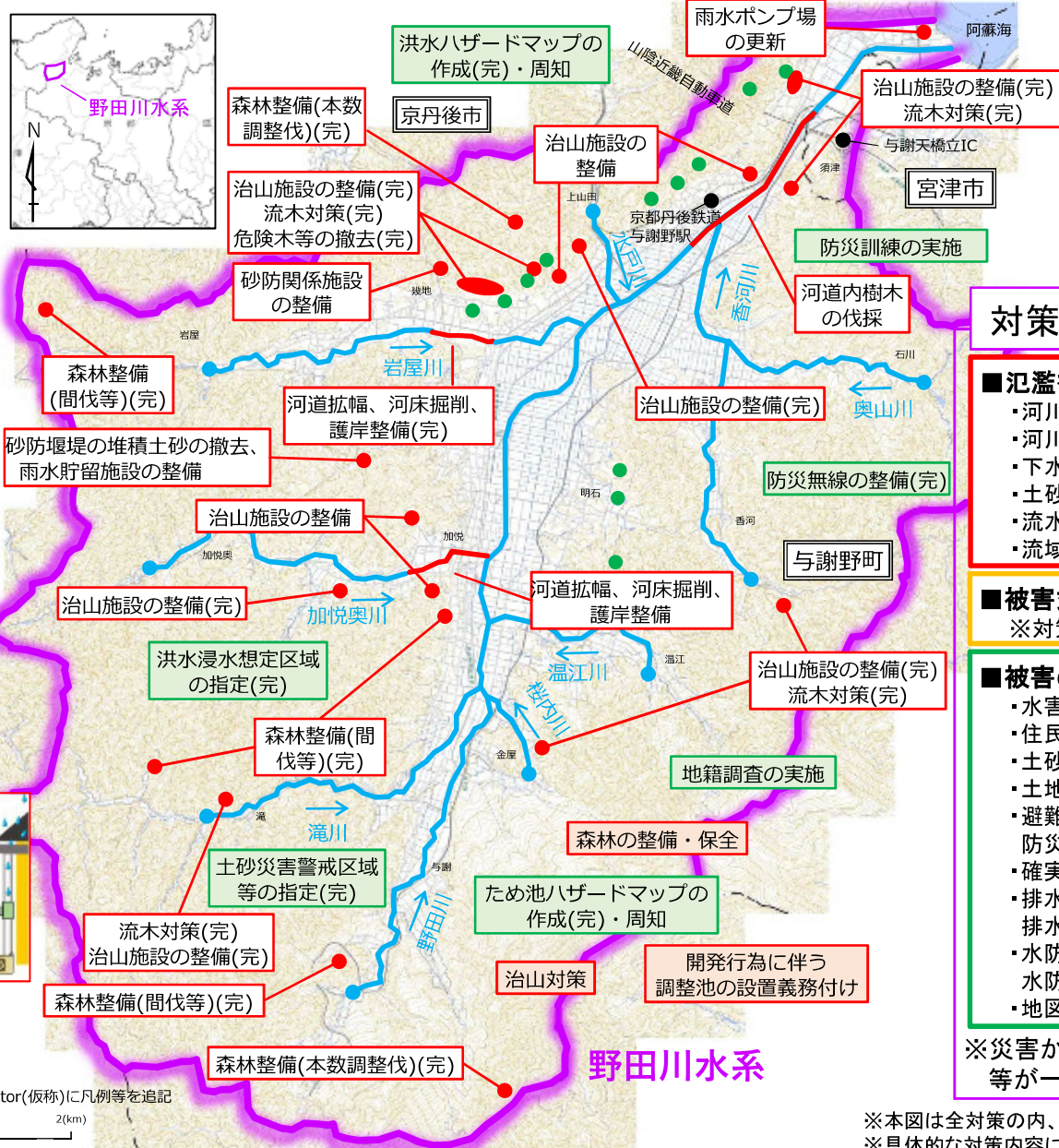
○気候変動の影響による災害の頻発化・激甚化に対応するため、平成16年台風23号と同規模の洪水に対して人家浸水被害の解消を図ることを目標に河川整備を実施している野田川水系では、以下の事前防災対策の取り組みを実施していくことで、流域における浸水被害の軽減を図る。



いななき橋付近
平成16年台風23号による被害
『浸水家屋 241戸、浸水面積 約342ha』



マイクログル（各戸雨水貯留施設）



対策内容

■氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・河川等整備
- ・河川等の維持管理
- ・下水道、排水機場などの排水施設の整備・維持
- ・土砂災害を防止する施設の整備・維持
- ・流水の貯留機能の拡大
- ・流域の雨水貯留機能の向上・保全

■被害対象を減少させるための対策

※対策が実施され次第、掲載を予定

■被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・水害リスク情報空白地帯の解消
- ・住民の水害リスクに対する理解促進の取組
- ・土砂災害警戒区域等の指定
- ・土地等の購入に当たっての水害リスク情報の提供
- ・避難行動に資する情報発信等の高度化及び防災情報の充実
- ・確実な避難行動の実施
- ・排水ポンプ車出動要請の連絡体制の整備、排水計画に基づく排水訓練の実施
- ・水防工法等の訓練や土のう等の備蓄資材確保など、水防活動の支援
- ・地図混乱地域の解消

※災害からの安全な京都づくり条例に基づき、府、市町等が一体となって防災対策を推進

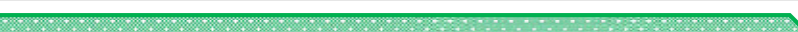
※本図は全対策の内、代表的な対策を記載している。

※具体的な対策内容については今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

国土地理院Vector(仮称)に凡例等を追記

0 1 2(km)

- 野田川水系では、上下流・本支川の流域全体を俯瞰し、府、市町が一体となって、以下のとおり「流域治水」を推進し、流域全体の安全度の向上・保全等を図る。
【短期】 河川整備により、河川の断面を広げるとともに、「治山施設の整備」や「雨水ポンプ場の更新」等を実施する。
【中長期】 河川整備により、さらなる流下能力の向上を図るとともに、「防災訓練の実施」や「地図混乱地域の解消」等のソフト対策を実施する。

区分	主な対策内容	実施主体	工程( 対策実施中  対策完成)	
			短期(令和4年度～令和8年度)	中長期(令和9年度～令和33年度)
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	河川等整備	京都府		
	河川等の維持管理	京都府		
	下水道、排水機場などの排水施設の整備・維持、流水の貯留機能の拡大	与謝野町		
	土砂災害を防止する施設の整備・維持	京都府、与謝野町		
	流域の雨水貯留機能の向上・保全	京都府、与謝野町		
被害対象を減少させるための対策	—	—		
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	水災害リスク情報空白地帯の解消	京都府、宮津市、与謝野町		
	住民の水害リスクに対する理解促進の取組	京都府、宮津市、与謝野町		
	土砂災害警戒区域等の指定	京都府		
	土地等の購入に当たっての水害リスク情報の提供	宮津市		
	避難行動に資する情報発信等の高度化及び防災情報の充実	京都府、宮津市、与謝野町		
	確実な避難行動の実施	宮津市、与謝野町		
	排水ポンプ車導入、出動要請の連絡体制の整備、排水計画に基づく排水訓練の実施	京都府		
	水防工法等の訓練や土のう等の備蓄資材等の確保など、水防活動の支援、地図混乱地域の解消	与謝野町		

加悦奥川河川改修完成

平地川砂防事業完成

気候変動を踏まえた更なる対策を推進

■河川対策
事業費 約3.4億円※
対策内容 河道拡幅、護岸整備 等
※令和3年度以降の河川整備計画の残事業費を記載

※スケジュールは今後の事業進捗の状況によって変更となる場合がある。

野田川水系流域治水プロジェクト

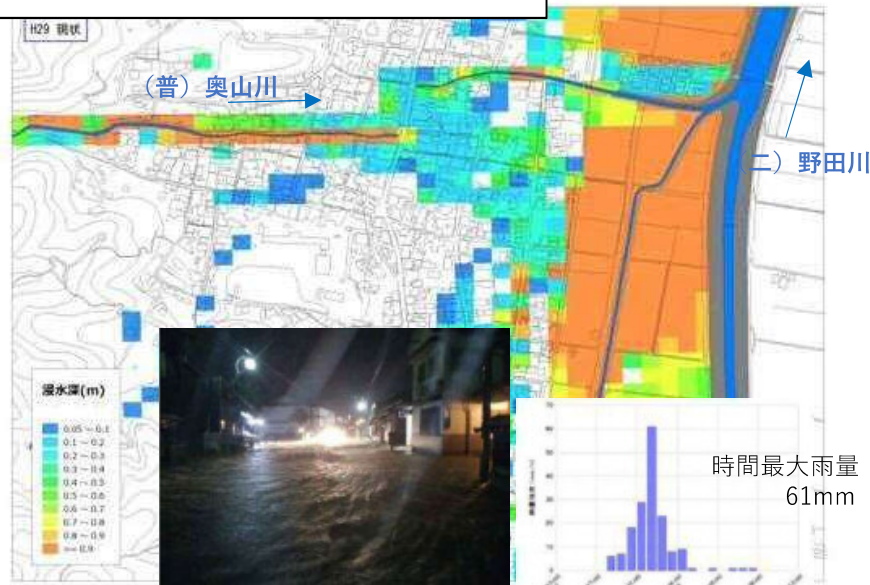
【参考資料】（案）

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策事例＜奥山川上流における河川対策＞ 与謝野町

○奥山川流域にある三河内地区の頻発する浸水被害を軽減させるため、令和2年度から対策メニューの検討を行っている。

○上流での貯留機能を拡大させることで、いき水を抑制し、浸水被害を軽減させる。

浸水状況（平成29年9月）



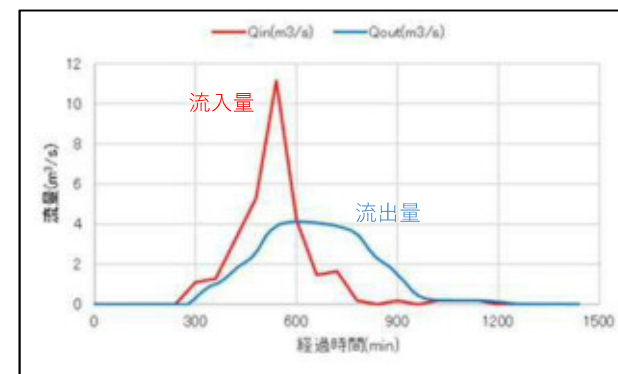
対策概要



事業効果

奥山川へ流れ出る雨水を堰堤に一時的に貯留することで、洪水が集落へ到達する時間を遅らせることができるほか、浸水する深さや頻度を軽減することができる。

このことにより、避難行動や対策に要する時間が多くとれることにつながる。



堰堤の流入出量

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策事例＜治山事業＞

京都府 丹後広域振興局 農林商工部

- 治山事業は森林の維持造成を通じて府民の生命・財産を保全するとともに、水源のかん養、生活環境の保全・形成等図る重要な事業です。京都府では、流木対策のための治山施設の設置、森林整備のほか人家や公共施設等に隣接した森林における風倒木等の危険木の伐採など、森林の持つ防災機能をはじめとした、多面的機能の向上を推進しています。

治山事業（国庫事業）

荒廃した溪流や山腹に対する復旧や未然防止対策
（管内24箇所を実施（当該流域で17箇所実施））

荒廃した溪流の復旧（実施前）



荒廃した溪流の復旧（実施後）



保安林危険木重点事業（京都府単独事業）

山地災害危険地区で危険度の高い箇所の流木対策
（管内19箇所を実施（当該流域で9箇所実施））

流木の撤去及び捕捉施設の設置（実施前）



流木の撤去及び捕捉施設の設置（実施後）



未来へつなぐ安心・安全の森づくり事業 （京都府森林環境税事業）

地域住民による危険木の撤去等を支援
（管内でのべ5自治区で実施（当該流域で2自治区で実施））

危険木の撤去（実施前）



危険木の撤去（実施後）



- 町有林を中心に森林整備事業（間伐）を実施しています。
- 町内一円で一般町民が主体となり自発的な森林整備活動を実施しています。
- 京都府と調整し、町が主体となった災害に強い森づくり事業を実施し、治山堰堤の設置、竹林改良等を実施しています。



森林の整備事業(間伐)

H30 A=0.90ha

R02 A=3.48ha



地域住民が主体となった
住民参加型森林整備事業
(よさの三四の森の会)

森林整備の推進

山の保水力を回復、向上させることは雨水貯留の強化を図ることができます。しかし、人の山林離れから間伐など森林の整備が遅れていますが、少しずつ住民参加による森林整備が行われるようになってきました。こういった取り組みを推進していきます。



治山堰堤の新設
(災害に強い森づくり事業)



森林整備事業(竹林改良)
(災害に強い森づくり事業)

治山事業の推進

頻発化する谷部からの土砂流出を防ぐため治山堰堤の新設を積極的に取り組んでいます。併せて、周辺の山地の改良、保全を実施し堰堤の効果を高め、山腹崩壊の原因を軽減させる。

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策事例 <森林整備事業による間伐等の実施>

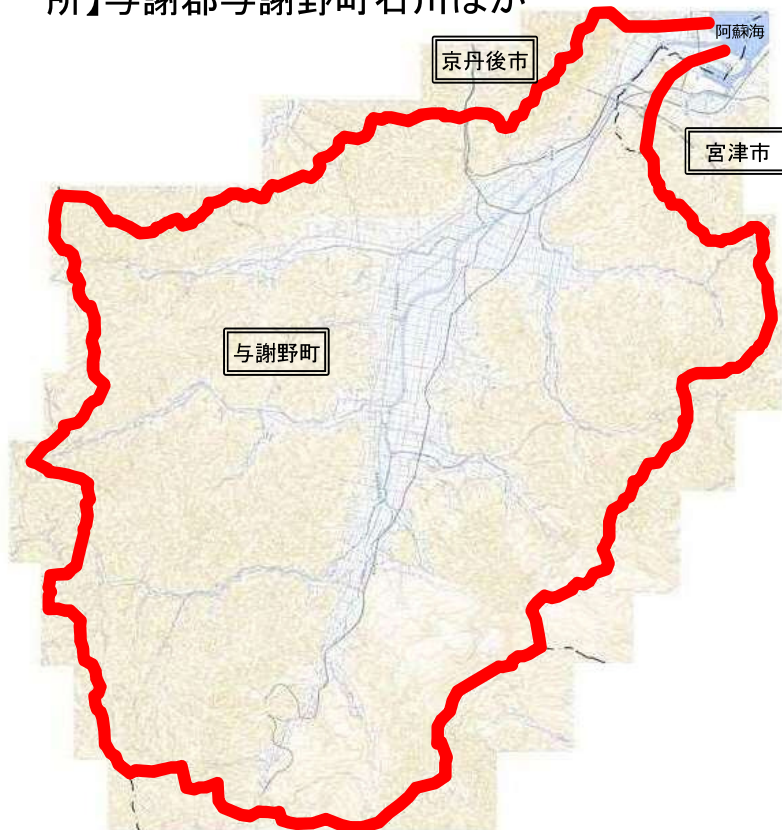
京都府 丹後広域振興局 農林商工部

- 近年、豪雨災害により府内各地で山地災害が多発する中、森林の防災・減災機能の発揮に対する期待がより一層高まっています。
- 森林整備事業は、整備の遅れた森林等において、間伐を始めとする森林整備を行うことにより、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等の森林の有する多面的機能の維持・増進に資する事業です。

※国事業名：森林環境保全整備事業（農林水産省林野庁所管）

【取組内容】間伐等の森林整備

【場 所】与謝郡与謝野町石川ほか



整備前後の森林の状況（イメージ）

【整備前】



間伐等の整備が遅れた森林では、下層植生が著しく乏しく、豪雨時には雨水による浸食により、土砂等が流出しやすくなります。

【整備後】

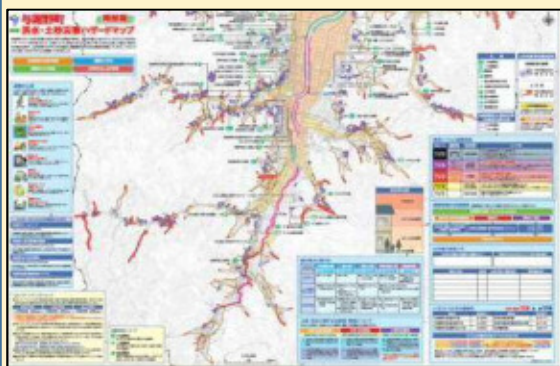
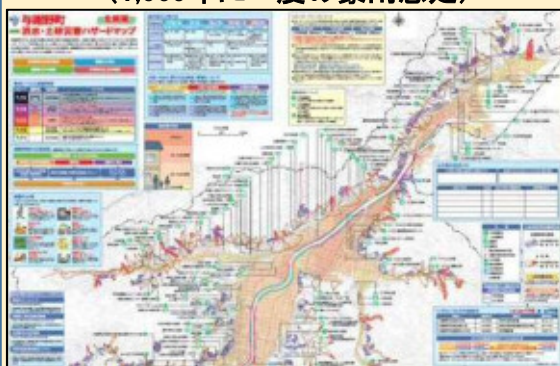


整備が適正に実施された森林では、下層植生が繁茂し、土砂等の流出が少なくなります。

避難体制の強化 ～ 各種ハザードマップの作成と周知 ～

与謝野町では最新の知見に基づく「洪水・土砂災害ハザードマップ」と「津波ハザードマップ」を令和2年12月に更新、周知を行っています。また、町内には防災重点ため池が9箇所存在しており、防災重点ため池を対象に地域と共働して「ため池ハザードマップ」の作成を進め、令和2年度末現在で9箇所全てのため池で作成済です。

洪水・土砂災害ハザードマップ
(1,000年に一度の豪雨想定)

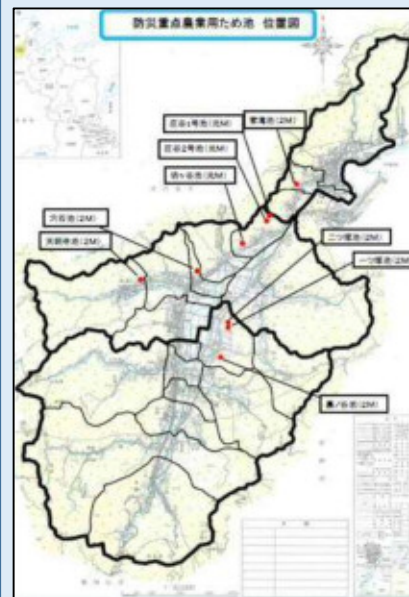


津波ハザードマップ
(最大被害想定)



令和2年度に全戸配布。
身近に存在する危険を周知することで
被害の低減に役立っています。

防災重点ため池位置図



ため池ハザードマップ

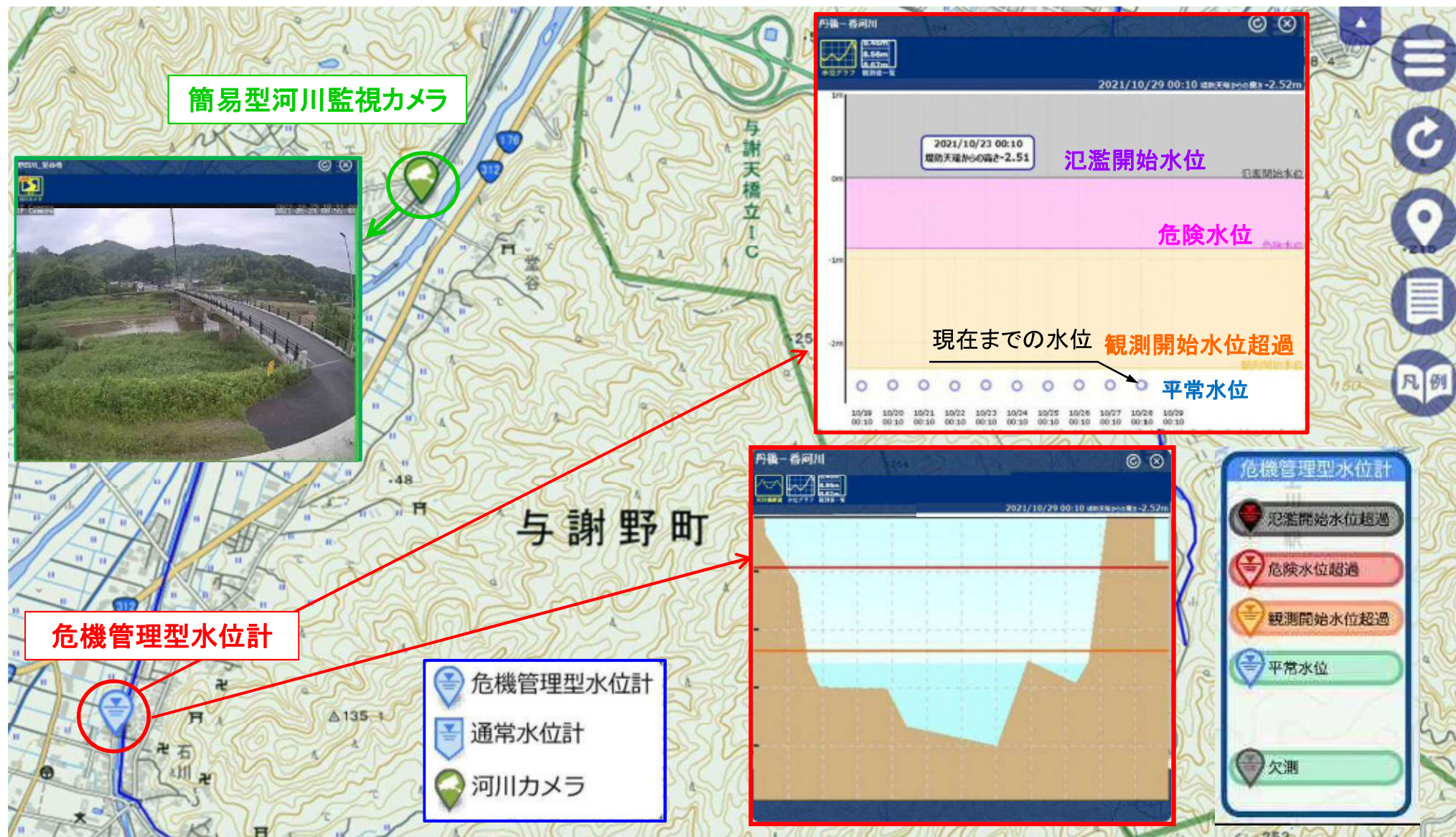


協働の取り組みとして地域でワークショップを行い、身近に潜む
リスクを再確認することで自主防災意識が向上し、作成したため
池ハザードマップにより、ため池決壊時の被害範囲、規模を確認
できたことで避難行動に役立っています。

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策事例＜水位計・河川監視カメラ等の設置・情報提供＞

京都府 建設交通部

- 府管理河川において、洪水時の水位観測に特化した危機管理型水位計を126箇所を設置し、また、機能を限定した低コストな簡易型河川監視カメラを58箇所を設置し、府のホームページで住民への情報提供を行っています。



防災の啓発と教育・訓練 ～ 要配慮者の逃げ遅れゼロを目指して ～

与謝野町では洪水、土砂災害想定と地震想定住民と一体となった防災訓練を毎年度取り組んでいます。中でも要配慮者に対する特徴的な取り組みとして、保健師により構成された「ヘルスケアトリアージチーム」を整備、避難所における感染対策やメンタルのケアを行うとともに、医療的ケアが必要な避難者をトリアージし、医療機関への搬送、福祉避難所への避難等適切な避難行動が行えるようサポートしています。また、毎年度消防防災フェアを開催し、関係機関の協力のもとで防災に関する教育、啓発と普及、理解の向上に取り組んでいます。

防災教育



放課後学童クラブに防災担当職員が出向いての出前講座

防災訓練



避難所より体調不良者の報告を受けて出動。

避難所で活動を行う「ヘルスケアトリアージチーム」

防災の啓発・普及



防災カルタを用いた幼児防災教育



防災の啓発と普及、防災に対する理解向上のため毎年開催している消防防災フェア
関係機関の協力による資機材、訓練展示

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策事例＜排水ポンプ車＞

京都府 建設交通部

○河川の氾濫や内水などによる浸水被害発生時、現地において迅速かつ的確に排水作業を行い、浸水被害の軽減や地域における早期の復旧活動を支援

○常設の排水施設がない河川等で機動的に湛水を排除

※排水ポンプ車4台(排水能力30m³/min)で、主に府内一円に出動

※国、市所有の排水ポンプ車と連携

【対策内容】

- ・排水ポンプ車導入の検討
- ・出動要請の連絡体制の整備
- ・排水計画の策定、計画に基づく排水訓練の実施



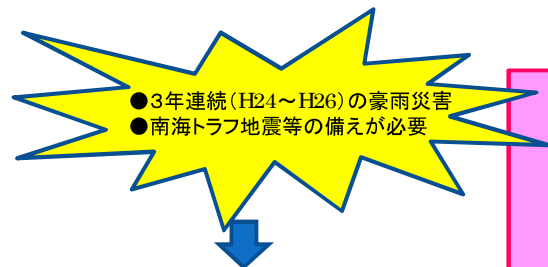
R3年6月 綾部市と合同訓練を実施



近畿地方整備局の排水ポンプ車稼働状況
(H30年7月豪雨・福知山市荒河排水機場)



災害からの安全な京都づくり条例の体系図



これまでの制度や施策を超えた対策が必要

方向性

ハード・ソフト両面から府民の総力を挙げた取組

- ・ハード・ソフト両面から徹底した基盤整備を実施
- ・府及び府民等が協働して防災対策を推進

補完・具体化

- 災害に備える事前対策を規定
- 各防災対策ごとに、府の施策及び府民等の取組を明確化して規定

法的根拠

京都府地域防災計画

府その他防災関係機関が行う具体的施策を規定



災害からの安全な京都づくり条例



大規模な災害が想定される地域について

⑥特定地域防災協議会

- 【国、府、市町村等で構成】
- 府が、市町村の申出により、設置可能
- 災害種別に応じた事業計画を作成

⑦指定施設の指定等

- 府は、事業計画を踏まえ、施設所有者の同意を得て特定防災対策を実施する施設を指定
- 府は、指定施設について認証
- 施設所有者は必要な措置を実施 ■